

# 第92期 中間決算公告

沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号

平成19年12月21日

株式会社 琉球銀行  
取締役頭取 大城 勇夫

## 中間貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	26,250	預 金	1,378,660
コ ー ル ロ ー ン	41,994	借 用 金	403
買 入 金 銭 債 権	2,462	外 国 為 替	112
商 品 有 価 証 券	9	社 債	10,000
金 銭 の 信 託	2,996	信 託 勘 定 借	35
有 価 証 券	272,872	そ の 他 負 債	7,670
貸 出 金	1,097,514	賞 与 引 当 金	412
外 国 為 替	376	退 職 給 付 引 当 金	922
そ の 他 資 産	7,062	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	190
有 形 固 定 資 産	20,249	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	110
無 形 固 定 資 産	2,693	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,077
繰 延 税 金 資 産	19,073	支 払 承 諾	13,432
支 払 承 諾 見 返	13,432	<b>負債の部合計</b>	<b>1,415,029</b>
貸 倒 引 当 金	△14,047	(純資産の部)	
		資 本 金	54,127
		資 本 剰 余 金	10,000
		資 本 準 備 金	10,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	-
		利 益 剰 余 金	14,213
		利 益 準 備 金	210
		そ の 他 利 益 剰 余 金	14,002
		優 先 株 式 消 却 積 立 金	9,464
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,538
		自 己 株 式	△73
		<b>株主資本合計</b>	<b>78,266</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,190
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	835
		<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>△355</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>77,910</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>1,492,939</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,492,939</b>

中間貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5～50 年
動 産	2～10 年

なお、平成 19 年度税制改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ 1 百万円減少しております。

また、当中間期より、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を 5 年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
7. 株式交付費及び社債発行費は資産として計上し、株式交付費については 3 年間の均等償却、社債発行費については、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
8. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 18,965 百万円であります。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。  
過去勤務債務                      その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14 年)による定額法により費用処理  
数理計算上の差異                      各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

12. 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。  
これにより、従来の方法に比べ、営業経費は25百万円、特別損失は165百万円それぞれ増加し、経常利益は25百万円、税引前中間純利益は190百万円それぞれ減少しております。
13. 一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、当中間期から、過去の支払実績等を勘案して必要と認められた額を睡眠預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。  
これにより、従来の方法に比べその他経常費用は110百万円増加し、税引前中間純利益は同額減少しております。
14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。  
ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
16. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
17. デリバティブ取引のうち一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
18. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
19. 関係会社の株式総額 44百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額 16,127百万円
21. 有形固定資産の圧縮記帳額 338百万円
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は798百万円、延滞債権額は25,817百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
23. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,445百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,729百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,791百万円で

あります。

なお、22. から 25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間期末残高の総額は 60,467 百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を 23,461 百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額 83,928 百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
27. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、8,008 百万円であります。
28. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 15,284 百万円であります。

29. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	15,814百万円
預け金	25百万円
その他資産	2百万円

担保資産に対応する債務

預金	6,425百万円
----	----------

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券57,616 百万円及び預け金16百万円を差し入れております。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。また、その他資産のうち保証金は521百万円であります。

30. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。

31. 社債は全額劣後特約付社債であります。

32. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 1,540 百万円であります。

33. 1 株当たりの純資産額 1,831 円 06 銭

34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。35. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	9,077	9,106	28
地方債	16,933	16,656	△276
社債	3,869	3,847	△22
その他	—	—	—
合計	29,880	29,610	△270

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	12,683	13,882	1,199
債券	199,154	196,428	△2,726
国債	158,323	155,819	△2,504
地方債	1,819	1,810	△8
社債	39,011	38,797	△213
その他	31,468	31,018	△450
合計	243,305	241,328	△1,976

なお、上記の評価差額に繰延税金資産 785 百万円を加えた額△1,190 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得価額に比べて 30%以上下落しており、時価が取得価額まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。

当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について 139 百万円の減損処理を行っております。

35. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	—
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	44
関連法人等株式	0
その他有価証券	
非上場株式	2,228
事業債	1,540

36. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	2,996	2,996	—

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 143,787 百万円であり、このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 143,587 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	11,386 百万円
税務上の繰越欠損金	3,447
退職給付引当金損金算入限度額超過額	2,354
減価償却超過額	860
その他有価証券評価差額	785
有税償却有価証券	585
繰延ヘッジ損益	118
その他	735
繰延税金資産小計	20,275
評価性引当額	△1,084
繰延税金資産合計	19,191
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	118
繰延税金負債合計	118
繰延税金資産の純額	19,073 百万円

39. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

40. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.50%

中間損益計算書

平成 19年 4月 1日から  
平成 19年 9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	20,622
資 金 運 用 収 益	16,590
(うち貸出金利息)	( 14,136)
(うち有価証券利息配当金)	( 1,277)
信 託 報 酬	0
役 務 取 引 等 収 益	2,960
そ の 他 業 務 収 益	345
そ の 他 経 常 収 益	724
経 常 費 用	16,757
資 金 調 達 費 用	3,126
(うち預金利息)	( 3,005)
役 務 取 引 等 費 用	1,527
そ の 他 業 務 費 用	326
営 業 経 費	10,456
そ の 他 経 常 費 用	1,321
経 常 利 益	3,864
特 別 利 益	210
特 別 損 失	243
税 引 前 中 間 純 利 益	3,830
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	196
法 人 税 等 調 整 額	1,393
中 間 純 利 益	2,240

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 57円97銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 53円30銭
4. 「その他経常費用」には、貸出金償却334百万円及び貸倒引当金繰入額386百万円を含んでおります。
5. 「特別損失」には、過年度分の役員退職慰労引当金繰入額165百万円及び減損損失47百万円を含んでおります。

なお、当中間期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

(イ) 沖縄県内

主な用途 遊休資産等  
種類 土地建物  
減損損失額 9百万円

(ロ) 沖縄県外

主な用途 遊休資産等  
種類 土地建物  
減損損失額 37百万円

当行は営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っており(ただし、出張所等については母店に含めております)、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。これらの資産のうち、上記の遊休資産については継続的な地価の下落により、将来的なキャッシュ・フローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(47百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

# 中間連結財務諸表

## 1 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結される子会社及び子法人等 5社

会社名

りゅうぎんビジネスサービス 株式会社

りゅうぎんオフィスサービス 株式会社

株式会社 りゅうぎん総合研究所

りゅうぎん保証 株式会社

株式会社 りゅうぎんディーシー

#### ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1社

会社名

株式会社 琉球リース

#### ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ございません。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

#### ① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 5社

#### ② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。



中間連結貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>（資産の部）</b>		<b>（負債の部）</b>	
現金預け金	26,310	預 金	1,375,432
コールローン及び買入手形	41,994	借 用 金	3,708
買入金銭債権	2,462	外 国 為 替	112
商品有価証券	9	社 債	10,000
金銭の信託	2,996	信 託 勘 定 借	35
有 価 証 券	273,631	そ の 他 負 債	11,992
貸 出 金	1,098,273	賞 与 引 当 金	445
外 国 為 替	376	退 職 給 付 引 当 金	983
そ の 他 資 産	13,984	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	190
有形固定資産	20,294	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	110
無形固定資産	2,699	再評価に係る繰延税金負債	3,077
繰延税金資産	20,277	支 払 承 諾	13,522
支払承諾見返	13,522	<b>負債の部合計</b>	<b>1,419,611</b>
貸 倒 引 当 金	△17,130	<b>（純資産の部）</b>	
		資 本 金	54,127
		資 本 剰 余 金	10,004
		利 益 剰 余 金	14,399
		自 己 株 式	△89
		<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>78,442</b>
		その他有価証券評価差額金	△1,189
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	835
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計</b>	<b>△354</b>
		少 数 株 主 持 分	2,002
		<b>純資産の部合計</b>	<b>80,089</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>1,499,701</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,499,701</b>

## 中間連結貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5～50 年
動 産	2～10 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

なお、平成 19 年度税制改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ 1 百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を 5 年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
7. 株式交付費及び社債発行費は資産として計上し、株式交付費については 3 年間の均等償却、社債発行費については、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
8. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  
連結される子会社及び子法人等は、外貨建資産・負債を保有しておりません。
9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 18,965 百万円であります。  
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
11. 当行の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。  
過去勤務債務                      その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14 年)による定額法

数理計算上の差異 により費用処理  
各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理

連結される子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

12. 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。  
これにより、従来の方法に比べ、営業経費は25百万円、特別損失は165百万円それぞれ増加し、経常利益は25百万円、税金等調整前中間純利益は190百万円それぞれ減少しております。
13. 一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、当中間連結会計期間から、過去の支払実績等を勘案して必要と認めた額を睡眠預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。  
これにより、従来の方法に比べその他経常費用は110百万円増加し、税金等調整前中間純利益は同額減少しております。
14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
16. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
17. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のデリバティブ取引のうち一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
18. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| 19. 関係会社の株式総額      | 153百万円    |
| 20. 有形固定資産の減価償却累計額 | 16,200百万円 |
| 21. 有形固定資産の圧縮記帳額   | 338百万円    |
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,691百万円、延滞債権額は28,986百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
23. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,608百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 15,800 百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 48,086 百万円です。  
 なお、22. から 25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は 60,467 百万円です。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を 23,461 百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額 83,928 百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
27. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、8,008 百万円です。
28. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 15,284 百万円です。
29. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 担保に供している資産  
 有価証券 15,814百万円  
 預け金 25百万円  
 貸出金 706百万円  
 その他資産 2百万円  
 担保資産に対応する債務  
 預金 6,425百万円  
 借入金 525百万円  
 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券57,616 百万円及び預け金16百万円を差し入れております。  
 関連法人等の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。  
 また、その他資産のうち保証金は521百万円です。
30. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
 再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。
31. 社債は全額劣後特約付社債であります。
32. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は 1,540 百万円です。
33. 1株当たりの純資産額 1,835 円 97 銭
34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。35.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	9,428	9,455	27
地方債	16,933	16,656	△276
社債	3,869	3,847	△22
合計	30,231	29,959	△271

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	12,686	13,886	1,200
債券	199,154	196,428	△2,726
国債	158,323	155,819	△2,504
地方債	1,819	1,810	△8
社債	39,011	38,797	△213
その他	31,478	31,035	△442
合計	243,319	241,350	△1,968

なお、上記の評価差額に繰延税金資産 782 百万円を加えた額△1,185 百万円から少数株主持分相当額 4 百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 0 百万円を加算した額△1,189 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得価額に比べて 30%以上下落しており、時価が取得価額まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について 139 百万円の減損処理を行っております。

35. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式 (店頭売買株式を除く)	2,659
事業債	1,540

36. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
満期保有目的の金銭 の信託	—	—	—

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	2,996	2,996	—

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 161,459 百万円であり、このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 161,259 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内 (社内) 手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号) 及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号) 等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され (平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

39. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 9.64%

# 中間連結損益計算書

〔平成19年 4月 1日から  
平成19年 9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	21,717
資金運用収益	16,903
(うち貸出金利息)	( 14,442)
(うち有価証券利息配当金)	( 1,283)
信託報酬	0
役務取引等収益	3,641
その他業務収益	345
その他経常収益	826
経常費用	17,706
資金調達費用	3,155
(うち預金利息)	( 3,002)
役務取引等費用	1,251
その他業務費用	326
営業経費用	10,845
その他経常費用	2,127
経常利益	4,010
特別利益	216
特別損失	243
税金等調整前中間純利益	3,983
法人税、住民税及び事業税	629
法人税等調整額	1,003
少数株主利益	81
中間純利益	2,267

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 58円68銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 53円96銭
4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,055百万円及び貸出金償却 373百万円を含んでおります。
5. 「特別損失」には、過年度分の役員退職慰労引当金繰入額165百万円及び減損損失47百万円を含んでおります。
- なお、当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

(イ) 沖縄県内

主な用途 遊休資産等  
種類 土地建物  
減損損失額 9百万円

(ロ) 沖縄県外

主な用途 遊休資産等  
種類 土地建物  
減損損失額 37百万円

当行は営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っており(ただし、出張所等については母店に含めております)、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結子会社等は、各社毎にグルーピングを行っております。これらの資産のうち、上記の遊休資産については継続的な地価の下落により、将来的なキャッシュ・フローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(47百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。